

議案第10号

南房総市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

南房総市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月27日提出

南房総市長 石井 裕

南房総市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

南房総市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年南房総市条例第20号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条）」を
 「第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条）」に改める。
 第6章 雜則（第49条）」

第6条第1項中「第15条第1項」の次に「、第2項」を加え、「をいう。第3号において」を「をいう。以下この条において」に改め、同項第3号中「この号」の次に「及び第4項第1号」を加え、同条第4項を次のように改める。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないことととができる。

- (1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第6条第5項中「前項」の次に「（第2号に該当する場合に限る。）」を加え、「行う者」を「行う施設」に改める。

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第28条第7号イの表4階以上の階の項中「外気に向かって開くことのできる窓若しく

は排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改め、同条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改め、同条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

第37条第4号中「従事する場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

第43条第8号イの表4階以上の階の項中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改め、同条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改め、同条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

本則に次の1章を加える。

第6章 雜則

（電磁的記録）

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気

的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条第1項第2号の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

議案第10号 南房総市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 新旧対照表 (下線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第1章～第4章 (略)</p> <p><u>第5章 事業所内保育事業 (第42条～第48条)</u></p> <p><u>第6章 雜則 (第49条)</u></p> <p>附則</p> <p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等 (居宅訪問型保育事業を行う者 (以下「居宅訪問型保育事業者」という。) を除く。以下この条、次条第1項、第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、<u>第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第4項において同じ。) は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育 (教育基本法 (平成18年法律第120号) 第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。) 又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を実行する保育所 (子ども・子育て支援法 (平成24年法律第65号) 第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。) 、幼稚園 (同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。) 又は認定こども園 (同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。) (以下「連携施設」という。) を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等 (居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。) を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</u></p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児 (事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第4章 (略)</p> <p><u>第5章 事業所内保育事業 (第42条～第48条)</u></p> <p>附則</p> <p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等 (居宅訪問型保育事業を行う者 (以下「居宅訪問型保育事業者」という。) を除く。以下この条、次条第1項、第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第4項において同じ。) は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育 (教育基本法 (平成18年法律第120号) 第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。) 又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を実行する保育所 (子ども・子育て支援法 (平成24年法律第65号) 第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。) 、幼稚園 (同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。) 又は認定こども園 (同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。) (以下「連携施設」という。) を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等 (居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。) を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児 (事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。)</p>

改 正 案	現 行
<p>において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p>	<p>を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p>
<p>2、3 (略)</p>	<p>2、3 (略)</p>
<p>4 <u>市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p>	<p>4 <u>市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p>
<p>(1) <u>市長が、法第24条第3項の規定による調整を行って、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</u></p>	
<p>(2) <u>家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)。</u></p>	
<p>5 前項(第2号に該当する場合に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を<u>行う施設</u>として適切に確保しなければならない。</p>	<p>5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を<u>行う者</u>として適切に確保しなければならない。</p>
<p>(1)、(2) (略)</p>	<p>(1)、(2) (略)</p>
<p>第7条～第15条 (略)</p>	<p>第7条～第15条 (略)</p>
<p>(食事の提供の特例)</p>	<p>(食事の提供の特例)</p>
<p>第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えな</p>	<p>第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えな</p>

改 正 案			現 行		
<p>ければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村（特別区を含む。第21条第2項において同じ。）等の栄養士<u>又は管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士<u>又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>			<p>ければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村（特別区を含む。第21条第2項において同じ。）等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>		
第17条～第27条 (略)			第17条～第27条 (略)		
<p>(設備の基準)</p> <p>第28条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。</p>			<p>(設備の基準)</p> <p>第28条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。</p>		
階	区分	施設又は設備	階	区分	施設又は設備
4階以上 の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	4階以上 の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建		避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建

改 正 案		現 行	
	<p>建築の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>		<p>建築の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。）</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>
ウ～ク	(略)	ウ～ク	(略)
(職員)		(職員)	
第29条	(略)	第29条	(略)
2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。		2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。	
(1)、(2) (略)		(1)、(2) (略)	
(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定により受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね <u>15人</u> につき1人		(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定により受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね <u>20人</u> につき1人	
(4) 満4歳以上の児童 おおむね <u>25人</u> につき1人		(4) 満4歳以上の児童 おおむね <u>30人</u> につき1人	
3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。		3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。	
第30条	(略)	第30条	(略)
(職員)		(職員)	
第31条	(略)	第31条	(略)
2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。		2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。	

改 正 案	現 行
<p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定により受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>15人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>	<p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定により受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>20人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>
<p>第32条～第36条 (略)</p> <p>(居宅訪問型保育事業)</p> <p>第37条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応等、保育の必要な程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育</p> <p>(5) (略)</p>	<p>第32条～第36条 (略)</p> <p>(居宅訪問型保育事業)</p> <p>第37条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要な程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育</p> <p>(5) (略)</p>
<p>第38条～第42条 (略)</p> <p>(保育所型事業所内保育事業所の設備の基準)</p> <p>第43条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。第45条及び第46条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 保育室等を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当する</p>	<p>第38条～第42条 (略)</p> <p>(保育所型事業所内保育事業所の設備の基準)</p> <p>第43条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。第45条及び第46条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 保育室等を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当する</p>

改 正 案			現 行		
ものであること。 ア (略) イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。			ものであること。 ア (略) イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。		
階	区分	施設又は設備	階	区分	施設又は設備
4階 以上 の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	4階 以上 の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 (ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、パレコニー又は付室 (階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。) を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段		避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 (ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、パレコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備 (同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。) を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。) 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
ウ～ク (略)			ウ～ク (略)		
(保育所型事業所内保育事業所の職員)			(保育所型事業所内保育事業所の職員)		
第44条 (略)			第44条 (略)		
2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所につき2人を下回ること			2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所につき2人を下回ること		

改 正 案	現 行
<p>とはできない。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 (法第6条の3第12項第2号の規定により受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、<u>看護師又は准看護師</u>を1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>	<p>とはできない。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 (法第6条の3第12項第2号の規定により受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>20人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、<u>看護師</u>を1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>
第45条、第46条 (略)	第45条、第46条 (略)
(小規模型事業所内保育事業所の職員)	(小規模型事業所内保育事業所の職員)
<p>第47条 (略)</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 (法第6条の3第12項第2号の規定により受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、<u>看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>	<p>第47条 (略)</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 (法第6条の3第12項第2号の規定により受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>20人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、<u>看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>
第48条 (略)	第48条 (略)
<p><u>第6章 雜則</u></p> <p><u>(電磁的記録)</u></p> <p>第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で</p>	

改 正 案	現 行
<p><u>行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p>	

附 則（抄）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条第1項第2号の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。